
令和2年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

令和2年6月17日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和2年6月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第38号 新町建設計画の変更について
- 日程第2 議案第39号 請負契約の締結について(吉賀町防災行政無線設備整備工事)
- 日程第3 議案第40号 請負契約の変更について(平成31年度相生橋補修補強工事)
- 日程第4 議案第41号 動産購入契約の締結について(令和2年度小型除雪車購入事業)
- 日程第5 議案第42号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第55号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第56号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第57号 請負契約の変更について(平成31年度町道猿走線長五郎橋修繕工事)
- 日程第21 発議第3号 新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書(案)
- 日程第22 発議第5号 「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書(案)
- 日程第23 請願第2号 上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書

- 日程第24 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第25 要望第1号 住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書
- 日程第26 閉会中の調査報告について
- 日程第27 閉会中の継続審査について
- 日程第28 閉会中の継続調査について
- 日程第29 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 新町建設計画の変更について
- 日程第2 議案第39号 請負契約の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）
- 日程第3 議案第40号 請負契約の変更について（平成31年度相生橋補修補強工事）
- 日程第4 議案第41号 動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）
- 日程第5 議案第42号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第56号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第57号 請負契約の変更について（平成31年度町道猿走線長五郎橋修繕工事）

- 日程第21 発議第3号 新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）
- 日程第22 発議第5号 「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）
- 日程第23 請願第2号 上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書
- 日程第24 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第25 要望第1号 住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書
- 日程第26 閉会中の調査報告について
- 日程第27 閉会中の継続審査について
- 日程第28 閉会中の継続調査について
- 日程第29 議員派遣の件について

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 藤升 正夫君
12番 安永 友行君	

欠席議員（1名）

8番 大庭 澄人君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	栩木 昭典君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君

産業課長 …………… 山本 秀夫君 建設水道課長 …………… 早川 貢一君
柿木地域振興室長 …………… 山根 徳政君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はただいまお手元に配付したとおりです。

議事日程に入る前にお諮りをいたします。

6月11日の一般質問において、9番、河村由美子議員から不適切な発言があったので一部取り消したいという申し出がありました。

ここでお諮りをします。これについては、先ほどの朝礼にお諮りをしたところですが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、9番、河村由美子議員の発言の一部は会議録及びCATVから削除することに決定をしました。

日程第1. 議案第38号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第38号新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この財政計画ですが、質問したかもわかりませんが、病院は今のところ公設民営で運営するという計画がなされていますけど、そうすると、まだどれだけの持ち出しの金額がということは決定はできないと思いますけど、せめてこの財政計画にある程度の予測される数値がどこに盛り込んでいるのかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 計画の中に病院の関係の数字がいかほど反映されているかということころだろうと思います。

この点については、これまで行っておりました支援の部分があるだろうと思います。国からいただける特別交付税の支援の部分ですけれども、その数字については、この計画の中に反映をしておるところです。

それから、今、協議を進めております公設民営化という方向で協議を進めてはおりますけれども

も、まだそこでいかほどの財政的な影響が出てくるかというところには至っておりませんので、この財政計画上は、その部分についてはまだ反映はされていないというところを見ていただければと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の病院の関係ですが、指定管理になったときの修繕料とか、あるいは備品、いろいろな町の負担が増えてくるわけですけど、それはこの財政計画には反映されていない、組み込まれてはいないということでしたけど、これが公設民営になって決定する時期と、また、そうなったときの財政計画の組みかえの時期はいつごろと想定されていますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今の御指摘の点については、まさに今からあり方検討会議の議題の中で協議を始めようとしておるところでございまして、町の財政に与えるのがどれだけあるのかということのをこれから秋に向けて具体的な数字を把握する、その作業に入っていくということで、まだその辺が未確定な部分があるんでということで、3月の時点でまとめさせていただいたところでございますけども、引き続きその点についてまた協議をしていくということで、今、まさに取りかかったところでございます、秋ごろに結論が出るというふうに思っています。その点で、また御報告もさせていただきたいというふうに思っております。

それを踏まえて、また、中期財政計画が見直しになってきますけども、今回の中期財政計画は、今年の年初めに作ったものでございますので、当然、その点は反映させておりませんが、次期の中期財政計画の中では、それを反映して向こう10年間の推計をしていく、そういう作業になろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第38号新町建設計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第39号請負契約の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これは公募型プロポーザルによる随意契約となっております。この西日本電信電話株式会社島根支店のほうとの契約ということになるわけですが、ここの評価できる部分、特徴的な部分でいいんですけども、紹介してください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

個別の比較をして、これがよかったという表現は控えさせていただければというふうに思いますけれども、審査会の委員がそれぞれ判定項目、評価項目にしたがって、それを点数化させていただきました。結果として、それぞれの委員がこの西日本電信電話株式会社様の御提案が優位であろうというふうな判断が出てきたということです。当然、評価は点数で行いますので、点数評価においても、この会社さんのほうが上回っていたというところであります。

それで、実際に先ほども申し上げたとおり、個別具体のところについて控えておきたいと思えますけれども、提案のところ、より今の吉賀町の実態を詳細にお調べになられておられる、そして、その上で提案をされておられるという部分はあったのかなというふうには感じておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この工事の中で、当然、屋外の拡声器などがあるわけですので土木工事なり、また、屋内の引き込みの配線なりはあると思うんですけど、その辺の町内業者が入れる余地というようなところは、元請けの会社が配慮されているのかどうかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初に業者さんのほうにお示しをした仕様書というものがございませぬけれども、そうした中で、工事を進めるに当たって地元業者の業者さんを活用していただくというような部分もございませぬし、実際に提案をしていただいた、結果的に2つの会社から提案をいただきましたけれども、両社とも地元業者さん、特に電気系統の事業所ですけれども、そうし

たところに仕事を願うというふうな、提案内容にそうした内容を含んでおられるというところがありますので、元請けのところまで全てをやるということではなくて、実際に地元業者さんのほうに工事のほうを願うという、こういうところはその線で進められるのかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この工事の全体の工程会議、大まかな工程を決めるのは予定としていつごろにしているのかという点と、それから、下請け契約の書類等が出されるであろう日程、この2点を聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1つ目の工程の関係であります。最初の提案の段階で大まかなスケジュールの提案をしていただいたところです。それから、そのさらに具体的な部分について、今、手元のほうには提出していただいておりますが、本日以降のところ、実際にその点について具体のところ協議をしていくという、こういう流れで、今、進めております。

それから、下請けの関係ですけれども、これも今は仮契約ということで、基本的な契約の部分締結させていただいております。それから、それを基本的な契約に基づいて、細かな部分、これについては事業の進捗に伴ってという部分もあるかと思っておりますけれども、そのように進めていくというふうに、今、考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第39号請負契約の締結について（吉賀町防災行政無線設備整備工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第40号請負契約の変更について（平成31年度相生橋補修補強工事）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この補修工事ですが、変更内容を見ますと、撤去作業のときに判明したと、設計図等の、古い橋、確か42年か45年のときの橋だったと思いますが、完成したのが45年だったと思うんですが、こうした設計はわからない、今から維持管理する建物とか構造物、そうしたときの設計図の、そうした詳細の保存期間ちゅうか、それがなくなったら処分してもええが、そうした維持工事をするときの重要なものだと思いますので、長期間にわたる場合の保存について、どのように今なっているのか。保存期間を過ぎたら皆なくすのか、それともデータで保存をされているのか、ちょっと確認のためにお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

重要構造物と申しましょうか、大事な施設の図面の保存年限でございますけれども、建設水道課におきましては、図面等におきましては30年というのを基準として決めております。ただ、基本的になくすわけにはいきませんので、構造物が存在する以上はその保存はしていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

今回の図面につきましては、かなり古い橋でございます。今言われましたとおり、40年代で、実は図面等は全く残っておりませんでしたけれども、製鉄会社と申しましょうか、そこに残っておった図面を復元をしながら、参考にしながら、この工事を行ったというものでございまして、議員も言われましたとおり、非常に大事なものでございますので、長い間保存ができるようにしていきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） これは橋にかかわらず、現在使っている、関連がありますので、そうした構造物について、1カ所で保存するのか、それとも、各課で分散して保存するのか、その辺はいろいろ庁議で検討をされているかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 文書の管理の全体像と申しますか、ちょっとお話をさせていただきます。

今、役場の中を見ていただきますと、一定のルールに従って文書の管理を行っているというところなんです。その一定のルールというのは、いわゆる決められたキャビネットの中で文書を保管し、管理をしているというものです。

それで、その保管なんですけれども、その文書については、いわば年度管理を基本としております。今年度発生した文書について、通常ですと今年度末にその文書を何年保存するのかというような、こうした流れが年度末に作業として入ってきます。そして、年度末にその文書を直ちに廃棄できるもの、それから、保存規定によって保存年限が段階的に定められておりますので、それに合わせてその文書を何年保存するというふうにしています。

その結果、その文書について、例えば先ほど早川課長が申し上げたとおり、30年保存というような文書であったとしますと、その30年保存の文書については、いつまでも執務室内に置いておくということではなくて、箱詰めして書庫のほうで保管をするということで、今、管理を行っています。その流れについてはシステム化しておりますので、今年度発生したこの設計図については、今、どこそこの書庫に保管されているというような、こういう文書の管理の方法を取っているという、こういう流れでしているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6月10日にこのものが提案されたときも申し上げましたが、いわゆる元の工事金が3,400万円ぐらいです。変更が1,600万円弱。ということは46%の工事が膨らんだということですが、前回は申し上げましたように、こんなものをやり替えるというときには、必ず設計士さんというか、専門家が入ってこられると思うんです。そうしたときに、その時点で、もとのものをやりかえよう、こうしようというときに起きておれば、発覚していれば、こういうことは起きなかったような気もするんですが、今後、ずっと将来的にいろんなところ改修とか何とかが出てくるときに、こういう事態が起きると、骨格予算が膨らんでくるというような問題がどんどん起きてくると、なかなかほかの工事、全体的な公共事業にも影響が及ぶと思うんです。その辺のところを担当課の課長さんはしっかりとその辺を業者さんと当初から説明なり、現地で立会するときには調査をしてほしいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおりに、確かに大きな金額の変更になってしまったところがございます。これにつきましては、当初、よく調査をして、それと受け取るときに整合が取れているか。それをやはり現地ともちゃんと確認をしながら受け取るという作業が必要かと思っております。

それから、出されました業務内容の設計の内容も、やはりきちんと見抜く、その力も必要ではないかというふうに思っております。

橋の修繕が始まりましたのが、25年に計画を作れと言われてから久しいわけでございますけれども、やはりなかなかまだ職員の熟練度も上がってきませんし、具体的に直すということになりますと非常に難しい問題もございます。こういったところ、研修等も、県のほう、国のほうも

やっておりますので、そういった部分も参考にさせていただきながら、職員の練度も上げていきながら、そういった部分の誤差がなるべくないように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 課長の説明はよくわかりますけども、これは町長にお聞きをしたいんですけども、全体の職員の適材適所といったらおかしいのかもしれませんが、その道に長けている方というのは職員の方でもいらっしゃるよ。そうすると、その辺の人員配置というか、セクションによって、その辺のところを人選されてやらないと、早川さんは優秀な方ですからあれですけども、やはり課がかわるとなかなか前のことがわからないとか、いろんなことを経験さすというのはいいことかもしれませんが、その辺のところ町長のお考えはいかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 人事管理上の問題でございますので、私のほうから。これは個別のお話ではできませんが、総体的なお話ということで、一般論ということでお聞きをいただいたらと思っております。

当然、こうした専門的な技術を要する職員につきましては、本当に貴重でございます。そうしたことを考慮しながら、今の職員配置が100%かどうかということであろうかと思えますけど、全体的な定員管理の中で100%そうしたものに努めたいわけでございますが、必ずしもそういうふうになっていないところもあるんだろうと思えます。

当然、技術畑のお話でございますが、そうでない部署のお話もございます。それぞれの地域振興に長けた職員であったり、こうした技術のほうの、いわゆる設計とか、そうした見立てに長けた職員がおるわけでございますので、そうしたところは十分に考慮しながら人事異動をさせていただいております。

ただ、長い役場生活の中で、一定のところとどめておきますと、やはりその職員の将来性といえますか、本来伸ばせるところが伸ばせなかったりということがございますので、一定期間の中で異動をかけているというのは、これは必然的な部分だろうと思えます。

ただ、吉賀町に限らず、本当に小さい自治体、今は大きい都市部でもそのようでございますが、なかなか専門職員の確保が難しゅうございます。建設水道課で言いますような設計士であったり、それから、積算とかもそう、一般的にはそれが技術職なんですけど、そうしたことであったり、それから、医療・福祉でいえば保健師であったり、看護師であったり、社会福祉士であったり、そうした職種は、本当に今確保が難しいわけでございます。これは県の町村会でもそうした専門職

を最低限必要な人材を確保したいということでいろいろ工夫もさせていただいてやっておりますが、思うようになっていないのが現実でございます。

そうした中で、吉賀町の場合も専門職の採用試験もするわけでございますが、一定程度合格に値する職員が多いようでしたら、当初求めている人材よりも上増しをさせていただいて、いわゆる採用の前倒し、後年度で採用するところを数年間前倒しをしてそうした職を確保することに努めております。なかなか我々が求める人材、それから、吉賀町に入っていただく、そうした希望される若い方、経験者の方、なかなかうまくマッチしないということが多分にあるわけでございますが、そうした機会があれば、機を逃すことのないように採用もさせていただきたいと思っておりますし、今、現におる職員の人事、職員の配置につきましては、まさに言われるように、適材適所を十分留意をさせていただいて努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第40号請負契約の変更について（平成31年度相生橋補修補強工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第41号動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） この除雪車の購入の時期、これがどうもはっきりこの前のお答えではなかったんですが、3年の2月25日といたら、大体、雪のシーズンをかなり外れておる

ような気がするんです。大体1月の末から2月のはじめというのが大雪の通例、普通なんです、この期日が、この前ちょっと年内にはできるかもわからんと言われたんですが、かもではダメなんで、確実に年内にできるか、それをもう一度聞きます。あくまで2月25日が納入期限なのか、まだそれより、例えば年末までにできるかというのを、确实なところをお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

納入期日でございますけれども、現在は令和3年2月25日ということになっております。契約上は2月25日ということで進めさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、私が前回のところで答弁をさせていただきましたのは、業者との前打ち合わせのときには、もう少し早くできる、年内に何とか準備できるかもしれないという話がありますけれども、それは確実なものではございませんし、やはり、どうしても会社本体が、会社というのは元といましようか、製造会社が造る機械の数にもよると思いますし、そういった部分が年々数量も変化をしますので、少なければ早くでき上ると思いますし、数の台数が多ければ、またその辺のところで調整されるんじゃないかと思っています。

こちらとすれば、やはり納入できるという期日を大体考えまして、2月25日ということでございます。これにつきましては、除雪の期間が過ぎているのではないかというふうにも考えられますけれども、今年度が購入する時期というふうにお考えをいただいて、もし、その時期を過ぎていましたら、それは来年度からの運用ということが今回の計画の中でも考えているところでございますので、その辺につきましては御容赦をいただきたい。ただ、こちらとしましても、なるべく早く、除雪の期間までには納入をいただいて、そして、今年の除雪の作業に当たりたいというのも考えておりますので、そういった部分につきましては、今後また業者と協議をさせていただきながら、なるべく早い納入を目指していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 繰り返しになってもあれですが、ちょうど農家でいえば、新しい田植え機を6月過ぎて買うようなものです。田植えが済んでから。それは来年のためと言われたら、それは毎年あるわけだからそういうことでしょけど、これ、できるものなら、また来年度の11月ごろに契約されたらいいわけで、とにかく初め、年内なら年内と決めてもらわんと、契約が2月25日ということですけど、確実にもう少し早くというふうな契約変更でもして、そうしないと、ちょっと無駄づかいになるんじゃないですか。来年使えば確かにそうかもわからんけど、このたびは、今度来るシーズンのために買うわけですから、夏に除雪車はいらないから、ち

よっともう1回、確実にシーズン前にできるというのをお答えください。できないならできんでこっちが考えにゃいけん。もう一度、業者に交渉して、シーズン前、今年の11月中ぐらいに納入してもらおうことができるかどうかをもう一度お答えください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

協議については、もちろんやっていきたいと思っています。こちらとしても、年内の作業ができるということが希望でございますので、それについては、できるように業者とは協議をしていきたいと思っています。

ただ、その協議によって、絶対に年内に納入できるという確証については、私もこの場では申し上げることができませんので、これにつきましては、協議をさせていただきながら、鋭意努力をさせていただくというところで御勘弁をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 金額にしても大変高価な金額なんですけど、1,000万円というところで、これは増車という形になると思うんですけど、これまでの除雪会議とか等々でいろいろ説明もあったり、業者自体が除雪車も使ったりとかいろいろわるわけですが、この間、課長からの説明がありました。歩道を除雪したところにあとから大型の除雪車がそれをかぶして何したかわからないみたいなこともあったんですけど、その点も含めてですけど、この除雪車を導入することによって、その効率化というのは図れるわけですか。数字的なものがあるとか、そこらへんはどうですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

率直に申し上げて、数字はございません。ただし、今回購入を希望している機械につきましては、機動力はございます。つまりは、自力で走行できまして車道を走ることができます。ですから、作業が必要ということになりますと、例えば作業車に積んで、そして、現場へおろして、それから作業を始めるということではなくて、自分で走って行って自分で作業ができるということでございますので、かなり機動力がございます。

それから、ここが済んだから今度は次というところも、いわば縦横無尽に走り回ることができるわけでございますので、そういった移動の速度によって作業効率を上げていこうというのが、この除雪機械の肝といいたまいますか、主な導入内容でございます。

どうしても車道除雪をいたしますと、速度の関係、それから、車の渋滞等の緩和の関係でどうしても速度を落とすことができない。そうなりますと、どうしても道路の雪が歩道に入ってしまうという部分については、やはりどう協議をしましても、なかなかいい案が浮かびません。やは

り、これについてはこちらで自衛をしていく、なるべくその作業を、歩道の作業を進めていくという方向でないと、なかなか解決できないのではないかとということで、この機械を購入させていただきたいということでございます。

数字等のお示しはできませんけれども、確実にこういった部分について、作業効率は上がっていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今までの現状で言いますと、そういった歩道を除雪して、そのあとに大型除雪車が通って何をしたかわからないみたいなどころもあったんですけど、この除雪車は歩道を専属にやる除雪車なんで、まず、私も経験しているんであれですけど、まず通学路が主になると思います。その時間帯が。朝の時間帯と、あと夕方の時間帯と、それが主になると思うんですが、やっぱりそういった時間が決まっているんで、私は素人なのでよくわかりませんが、除雪する時間が決まっているんで、そこにまた大型除雪車が入るようなことに今までなっていたんですけど、そこからいうと、やっぱり除雪の行程自体が、各歩道の担当と県道、町道、国道もありますけど、その連携が取れていないということですよね。だから、私らに苦情が来たりとか、役場のほう、建設課もそうだと思いますけど、そういった苦情が来ると。やっぱりそこら辺をちゃんとしないと、幾らいいものを買っても無駄ですよ。だから、これを買ってどれだけの効果があるかということ聞いたわけですが、まず、根本的にそこが一番問題じゃないかと思うんですけど。

ちょっと話がずれているのかもしれませんが、やっぱりこうやって1,000万円もかかっているんだから、それだけの価値があるものなんで、そこは時間を有効に、効率的にやっていかないといけないんじゃないかと思いますが、そういう考えは、毎年行程が同じような気がするんですけど、その改善というのはこの導入によって多少変わってきますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

行程的には、どうしても子どもたちが通学のときに空いているようにというのが最終の目的でございますので、そこまでのところでは作業がなるべく終わるようにという作業になります。そういたしますと、どうしても雪があるということを過程をいたしますと、おのずと機械の能力、速度等がわかりますから、4時からとか、場合によっては3時からとか、5時からとかという形で、業者がおのおの出動してまいります。

これは、雪があるということを前提にしておりますので、やはり自然現象でございますので、例えば前の日からずっと降り続けているというふうな状況があった場合には、そういったいろんな目算が立つわけでございますけれども、例えば5時ごろから降り始めた、それもかなりの量で

あるということになりますと、そこがまた遅れてまいりまして、通学に間に合わないということも発生してまいります。

そういった場合に、いろんな自然現象がございますので、その都度、業者等が判断をし、また、我々が判断をし、除雪をするわけでございますので、なかなか一概には言えない。

ただ、議員が言われましたとおりに、連携、県、町、その連携、それから、もちろん業者の連携、そういったものはやはり言われますとおりに必要ではないかというふうに思っています。いろんなところで時間調整ができるのであれば、そういったところも、それから、やはり作業の内容についても、こういう作業をしているので、できるだけかぶらないような形にしたいということは協議ができるわけでございますけれども、そののところも大事にしながらも、やはり自然現象でございます。なかなか思うようにはならないということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この参考資料にありますけれど、ロータリーの除雪車ということでございますけれども、当然、新雪の場合のみの除雪でないとできないのか、ある程度、圧雪車で敷き詰めた硬いものは無理かもわかりませんが、歩道に除雪したあと通るということは、硬くなった雪も取れるという解釈を私はおしておるんですが。

何を言いたいかというのは、当然、通学路でございますけど、旧六日市市街地、雪が降った場合、恐らく皆さんが大変歩くのに困っておられますけど、屋根の雪が落ちたとか、そういうふうな硬さの場合には、このロータリーの除雪車で、当然、柿木の市街地の場合もあるかと思えます。その辺の除雪はできるかどうか、そのことをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

この機械、能力でございますけれども、圧雪以外は除雪できると思っております。新雪、それから、湿った雪、それから、今言われましたとおりに屋根から落ちてきてたまった雪、こういったものについては作業が可能だろうと思っております。

できないのは、六日市の町なかにあるように圧雪、これは取れません。これは8トン、10トン級のドーザーがまいりましても取れません。これを取ろうと思いますと、バックホウとか、それから、除雪用の爪を持ったもの、こういったものでないと凍ったものについてはなかなか取れないという状況でございますので、そのほかにつきましては、たまっている状況のものでしたら作業は可能であるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私は、この除雪車購入について、購入自体についてはやぶさかではありません。

ただ、先ほどもあったように購入時期、これがどう考えても、2月25日を過ぎても雪は降るかもわかりませんが、一応一般的に考えるのは、先ほども言いましたように1月の末から2月の初めごろが大雪が降る。それが年内に確実に契約できるものならやぶさかではないんだけど、どうも曖昧な、どうやらわからん、契約が年内にはっきりしないということに賛成するわけにはいきません。

約1,000万円ちょっとですけど、そのものをいわば10カ月ぐらい、次のシーズンまで寝かす、その間、メンテをすれば、やっぱり機械ですから置いておけば何らかの支障が出る。

ということで、このことについては賛成できません。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第41号動産購入契約の締結についてに対する賛成の討論を行います。

先ほど年度内に入らないということがいけないという趣旨の反対の討論もありましたが、これから契約ののち、可能な限り早い段階での購入をするということで答弁もありました。

なおかつ、私も除雪の作業にもかかわっている身といたしましては、1日に何回も除雪に同じところに入らなければならないような大雪のとき、非常に効果を発揮してくれるものを今回導入するということでありますので、そのことが学校へ通う子どもたちの安全の確保につながるというふうに考えますので、この動産購入契約の締結について、賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第41号動産購入契約の締結について（令和2年度小型除雪車購入事業）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第42号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第42号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 職員のかかわりとして、確か患者さんの搬送とか、車の消毒とかいう説明がありましたけど、結構、このコロナウイルス、医療従事者も感染していますし、厄介なウイルスと聞いております。

ただ、役場の職員が、素人がこういう業務に当たる場合は、どのような講習を受けて、ある程度の知識をつけて当たるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 職員が搬送するということが主には想定されるというところです。

それで、その搬送の際の方法といいますか、そうした部分ですけれども、益田保健所、それから、役場内と言いますと保健福祉課、ここで搬送の際のマニュアルというものを作成をいたしております。

実際に具体的な部分の一例を申し上げますと、搬送する際に、その運転をする職員については、いわゆる防護服というものを着用いたします。よくテレビで見かける頭のとっぺんからつま先まで白い服を着ておられる映像が出てますけれども、あれを着用いたします。当然、フェイスガードとか、眼鏡とか、こういうものをつけて運転をするということです。

さらに、車で申し上げますと、運転席と、それから、実際に患者さんというふうに言いますけれども、患者さんについては、車の室内を一定のカバーといいますか、分離できるような、そうした細工を行うというような、一例を申し上げましたけれども、そうしたことをした上で、こうした業務に当たるというふうに、今、準備をしているというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町の職員が搬送するということですが、職員だけでなしに消防団員の場合はどうかと前回質問したときには、消防団員は考えていないということがありましたが、新型コロナウイルスの患者を搬送するのは、町の職員だけが搬送するということなんですか。どうも先ほど来から回答を聞いておりますとそのようにしか取れないんですが、この条例云々ではないんですが、消防団員の方にもこういう特殊勤務手当みたいなものをつくる必要があるんじゃないかと思っているんですが、ただ、職員だけを今回の条例では上げておりますが、消防団員の条例は町が作るものじゃないんですか。そのあたりをお伺いしておきます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回のこの提案させていただいた部分ですけども、基本的には、県が対応するということになります。先ほども申し上げましたけれども、管内で申し上げますと、益田保健所がまずは対応をするというのが、まず第一の原則ということになります。

そこで、どうしても益田保健所のほうで対応しきれないということ、それから、当然、救急搬送というようなケース、救急、そういう搬送も想定されるんですけども、そうしたところの手立てもなかなか取れないというようなところで、初めて役場のほうに搬送依頼が来るとい、こういうことになっております。

それで、先ほど消防団員さんということになってはいますけれども、先ほど申し上げた、そもそも患者さんの搬送についてはそういう考え方で今のところ進められております。これは島根県の指示にもよるところがありますので、町のほうで消防団員さんにどうこうというところの考えには、今は想定はしていないというところで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 消防団員さんは考えていないと。県の指示に基づく、そんなんじゃない、災害のときに消防団員さんに出てもらうわけでしょう。水防があったり、火災があったり。

いざというときに消防団に出てもらおうのに、このコロナのときだけは消防団の人に出てもらうても、そういうあれはありませんと。そういう冷たいあれはないんじゃないですか。せめて、役場が消防団のあれをするんであったら、当然、消防団員さんへもそういう手当をするすべがあってもいいんじゃないですか。それを県の指示だから、消防団員さんに関係ありませんと、そのようなことじゃ、消防団員になる人は少ないんじゃないですか。せつかく一生懸命災害に対して消防団員さんは戦ってくれておるのに。

県からもそういう指示がないんで、町としてはやりません。そのような姿勢はないんじゃないですか。9月の会議でもいいですから、定例会議でもいいですから、そういう条例を作ると、これから準備しますという方向で考えていくべきじゃないんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、条例の一部改正で上げております特殊勤務手当でございますが、これはあくまで感染症の防疫作業に当たる業務についての手当てでございます。

裏を返せば、消防団員の方には、こうした感染症に対する防疫に当たる作業には従事をさせないということなんです。ですから、消防団員の方は、当然、火災であったり、それから、自然災害であったり、そうしたことに對して従事をしていただく。これが本旨でございますので、そうした場合には、当然、年間を通じで年報酬をお支払いし、それから、そうした事態で出勤をしていただいた場合には、条例に定められた出勤手当をお支払いをして対応させていただいているということでございます。

その出勤手当というのは、まさに通常の消防団員の皆さんの火災であったり、それから、自然災害等に当たるための危険手当部分を含んでいるというふうに御理解をいただいたらというふうに思います。

今回、お願いをしておりますこの条例につきましては、先ほども言いましたように、あくまで感染症のことに對しての防疫作業に従事をするという限定のものでございますので、先ほど来、総務課長が申し上げておりますように、一義的には、県、特に管轄であります益田保健所の指導を仰ぎながら、必要がある場合には町の職員がその業務に当たると、こういう限定でございますので、そうした中で、職員が従事した場合には、いわゆる特殊勤務手当で対応させていただくという趣旨でございますので、まず、前提条件として、消防団員の方にはこうした防疫作業には当たらせることができないという、こういう作りの中で制度設計をしたものだというふうに理解をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、議案第43号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第7. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） いわゆるふるさと納税のことと思うんですが、今までは使う道が福祉と限定をされておったということですが、それを今度は産業振興とか、あるいは町長が必要と認める事業にも使えるということで、一例としてコロナの対策にも使えるということなんですが、地域商社の関連で今まで町長に何度もふるさと納税について議員のほうから厳しい質問が出ておりましたが、それはそれとしまして、今朝の新聞にも、2019年度、昨年度のふるさと納税の県下の市町村のランクが出ておりました、最下位は知夫村の100万円で、その次が吉賀町の300万円というふうに出ておりました。順番がどうこうありませんが、本当にこのランキングを見ますと、町の規模が同じような飯南町でも1億4,000万円ぐらいで、ふるさと納税金額というのが出ておりました。

昨年度が300万円で、それを6年度先には1億円というふうな計画があるようですが、改めて町長にお聞きしますが、ふるさと納税の応援金額を増やすために、もう何度も聞きますが、改

めて町長にお伺いしますが、この金額を増やすことにつきましての町長の決意をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今朝ほど、多分、中国新聞だったと思いますけど、今、県内の19の自治体のいわゆる力加減ということ、今日はふるさと納税、それから昨日だったですか、二、三日前は工業生産高ということで、工業生産高を見ますと吉賀町はちょっと胸を張って町村でも3番目、今朝、新聞を拝聞いたしますと、どこかなと思ったら下から2つ目でございまして、知夫村が100万円、吉賀町が300万円、多いところは当然浜田市さんがぐんと金額を伸ばしているということです。決してそのランキングにこだわるということではございませんが、いずれにしても、ふるさと納税寄附額は多くはない、本当に少ないほうでございまして。

これを有効な財源として頂戴させていただいて、いろんなことに活用させていただきたいということでございまして、この前にも申し上げました。今、ふるさと納税の形とすれば、今、吉賀町の場合は3つの柱があって、「子どもとおとしより」、それから2つ目が「資源と環境」、3つ目が「文化」ということです。そこで柱として足りないのは産業振興だろうということで4つ目の柱、それから、あとは広範に使える町長が必要と認めるものということで、言ってみれば5本柱、5つ目の柱はいろいろ使えるということで、特に今回コロナの関係でいろいろお声も頂いておりまして、何かそうしたことで財源として活用していただけるような策はないだろうかというようなお声をたくさん頂戴しておりますので、この時期でふるさと納税の選択肢を、納税をしていただける方の選択肢の幅を広げるために、こうした一部改正をお願いをさせていただいているということでございます。

ふるさと納税に対するいわゆる私自身の気構えでございまして、当然、これは伸ばしていきたいということで、僅かなんですが、今は300万円台のものを令和2年度、今年度はぜひまずは500万円まで持っていきたいということで予算も計上をお願いさせていただいて、可決をさせていただいたところでございます。決してその500万円が到達できればそれでいいということではなくて、それを金額をさらに伸ばしていくということです。

全国と同じような規模でいっても、平均的には本当1億円ぐらいまでというのが平均値だろうと思いますが、そうしたことがあるわけでございますので、裏を返せば吉賀町はまだまだ伸びしろがあるというふうに捉えて、そのためにはそれじゃあ何が必要か。生産現場とか担い手をしっかり育成をさせていただいて、それをもって返礼品として提供できるような品ぞろえをする。それから、加工品も行っているということをやってほしいということでございます。一足飛びにそこが抜けて次のステップということが地域商社のところでいろいろ御批判なり御叱正いただいているところでございますので、今日、最後のところでは調査の結果もあるようでございますが、そこに記載されておるようなことがまだまだ地域商社に限定すればあるんだろうと思いますから、

そこをしっかりと克服をしていかなければならないということです。

ふるさと納税に対する私の思いというのはそういう思いでございますので、これは地域商社ということではなくて、そうではなくて、ふるさと納税をしっかりと伸ばして行って、多様な財源として皆さんの気持ちを施策のほうへ反映をさせていただきたいということでございます。これは非常に分かりやすいんです。金額が伸びればそれが頑張っている、そうじゃないということが分かるわけですから、まさに非常に客観的な物差しがあるわけでございますから、それがしっかりと伸びるように頑張っていきたいと、こういう思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第44号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 8、議案第 4 5 号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 4 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 9、議案第 4 6 号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、議案第 4 6 号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 10、議案第 4 7 号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 4 7 号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町長にお聞きをいたします。今、国保の会計が厳しいときに、一般会計から仮に繰入れをとした場合に、国はペナルティをかけてきています。本来、憲法

で92条とか94条でありますように、地方のことは地方で決められるはずのものが、いろんな制約を受けて決められないという現状になっていることについて、やむを得ないというふうに思うのか。そうではなく、問題があるというふうに考えているのか。その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） なかなか一概にも言い切れない部分もあろうかと思えます。ああして今はもう地方分権の時代ですから、地域のこと、地方のこと、基礎的自治体のことはそれぞれが判断をしてやるというのは、これは当然ありようの問題だろうと思えます。

ただ、そうは言いながらも、法の中では国・県を通して基礎的自治体に対して指導・助言、そうした立場での御意見を述べられるということもあるわけでございます。ですから、決してそれは強制ではなくて、まさに指導・助言という範疇の中で基礎的自治体のほうへ何がしかの御教示をしていただくわけでございますが、それにはしっかり耳を傾けなければならないということでございます。

今回の問題もそうだろうと思えますけど、なかなかそれぞれの自治体が判断すべきこととは言いながらも、そうはなり得ていない部分があるわけでございますから、今の国、それから都道府県、自治体との関係性の中では、地方分権とは相反する部分もあるんだらうと思えます。これは我々吉賀町だけの問題ではなくて、全国の自治体、特に小さい中山間地の自治体は本当に同じ思いだらうと思えます。都市部のように本当に人口が多くて経済もしっかり循環をして税収が上がるところはそうではないんですけど、こうした自治体はそうはなり得ておりません。そうした中で、住民の皆さんのサービスを極力低下させない方法で、財政運営を含めてどういった施策を打っていったらいいかというのが本当日々の悩ましいところでございますので、まず、そうした部分につきましては、何度も申し上げますが、町村会であったり、それから島根県を通した全体の自治体としての要望をこれはやはり国・政府に対しても行っていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

ちょっと回りくどい言い方で申し上げましたが、今の形とすれば致し方ない部分もあるわけでございますが、地方分権の中にあっては相反するところもあるということは申し述べておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する反対の討論を行います。

6月3日に行われました全員協議会の説明資料の31ページから32ページによりますと、このたびの改正によりまして、国民健康保険税、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、あわせて1人当たりの単純な調整額としまして6,677円上がるということで、率としては7.5%となっております。

また、シミュレーションの表も出していただいておりますが、これを見ますと、50歳代の人ということで家族構成も示されておりますが、世帯の所得額が100万円の人は据え置きのとときと比較しておおむね1万円、200万円の所得の人は2万円、400万円の所得の人は約4万円、これほど上がるというものであります。率にしますと、50歳代1人の方で世帯の所得が200万円の人は7.7%の引上げと。200万円ぐらいの所得しかない人も2万円引き上げる。こういうような仕組みになっている一つに、先ほどの質疑でもしましたが、一般会計からの法定外繰入れ等をするということを国がさせない仕組みを持っています。私はそういう仕組みに対して抗議をする意味を含めて、この議案に対して反対をするものであります。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11、議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第48号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたびの改正で雇用されている方が傷病手当の対象になるということで、一方で、そうでない方はこの対象になっていません。その理由として、所得等の算

定等に困難があるというような説明もあるわけですが、そうでない人も仕事を休んで、それは自分の仕事ですが、そして、そのことが後々の収入の減につながるということも、私は強く感じております。今回は雇われる人ということですが、本来、そうでない人も傷病手当等、適用されるのが望ましいと考えるか。その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

先般のところでも、今回は傷病手当の対象、給与所得以外のところではどうなのかというようなお問合せでございました。この部分につきましては、新型コロナの影響によりまして休まざるを得ない方に対する給与所得のある被保険者の方が対象になってくるということで、事業主でありますとか、事業所得等々の部分につきましては対象にならないという、今現在、国の制度としてこういったところが出ておりますので、今回、町といたしましては、まずその部分について対応させていただくところではございまして、実際に影響の出まいます事業主様方につきましては新たに規則等々を定めさせていただきました保険税の減免のほうで対応させていただくということで、今回は整理のほうをさせていただいているところでございます。

また、そういったところで、実際、保険税を上げるというような非常に厳しい状況の中で、任意給付という形で対応していく中においては、財源確保等も十分今現在担保できていないというような状況でございますので、将来的に国のほうがそういった部分への制度の拡大等々があれば、その時点では町といたしましても前向きに実施をできるよう検討してまいりたいというふうに担当課としては考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ということは、国の特別調整金の対象になるというような状況が出てくれば、それに対応したいということでよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 国のほうからそのような制度改正等がなされれば、その部分については対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 参考資料のほうの21ページの10項で、支給した金額は事業所の事業主から徴収すると今書いてありますが、先ほど課長が言われました事業主もかかられたりとかした場合、これ、適用できるんですか。大丈夫なんですか、徴収されても。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的に傷病手当につきましては、事業主さんの所得がいわゆ

る給与所得という形であれば傷病手当としては対応できますけれども、給与ではない事業所得ということになりますと、傷病手当の支給の対象にはなりません。

それで、基本的に傷病手当の部分につきましては、本来、事業主のほうから従業員の方が頂ける給与がありまして、3か月ぐらいの平均の日額、その部分の3分の2までを補填をするというような制度でございますので、本来、この部分については事業主さんが支払うべきものでございますので、町がその部分を支払った場合においては事業主さんのほうから本来事業主さんが支払われるべき部分を頂くというような形の条例となっておりますので、そこの部分での書きぶりが今回記載をされているというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第48号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第12、議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第49号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第49号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第50号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第50号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第51号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第51号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第52号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第52号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第53号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第54号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第54号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第18、議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第55号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。――質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第55号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案については初日の答弁の補足がありますので、最初にそれを行います。内容は、吉賀町商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金の補助対象者について、参考資料についてはページ38です。10番、庭田議員の質疑でありました。産業課長のほうから答弁をお願いします。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、10日の本会議の質疑がありました商業・サービス業感染症対応支援事業費の補助金について、新規創業者が対象となるようにしていただきたいという旨のことがありました。これにつきまして、県といろいろ相談させていただきまして、県のほう

から御回答を頂きましたので、報告をさせていただきます。

新規創業者についても、開業届提出後や登記後の取り組みであって、本補助金の趣旨に合致する内容であれば対象としてもよいという回答がございました。ということで、対象になるということですが、申請をされるような方がおられるようであれば、いろいろやられる取り組みにつきまして事前に相談等、産業課のほうにさせていただき、県と協議をしてから進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案については質疑が保留してありますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の14ページ、農業振興費のうちの農業振興総務費のところで何点かお聞きをいたしたいと思います。

なお、参考資料のほう、本定例会の資料のほうで33ページ以降のところになりますので、お聞きをいたします。

まず初めに、中核的経営体発展支援事業費補助金の対象となり得る認定農業者、また、法人経営体はどの程度か。それぞれの場合ごとにお示しをいただきたいと思います。

もう1点、ちょっと続けますが、同じく今の支援事業の補助金のうち、資料のほうで示してありますが、事業実施主体の中の基本要件が1、2、3、4、5、6と丸で示してありますが、⑤にあります低コスト型経営計画には、多収品種の採用で実現する場合も含まれるのかということと、今、一般的な話なんです、米が市場にだぶついているということがニュース等でも見られますが、米がだぶつくことにつながって、ほかの生産者への影響について考えて提案されているものか。まずこの2点、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをします。

まず、初めの御質問ですが、数的なものだというふうに理解しておりますが、現在、認定農業者の数が27経営体ございます。そのうち、法人が9組織あるわけですが、それが対象になるということになろうと思います。

それから、資料33ページの一番下にもありますが、設立1年未満の法人経営体、こちらにつきましては今年度中には設立される予定の法人はおられないというふうに理解をしております。

それから、2点目です。2点目のいわゆる多収穫米のことですが、このことにつきましては、この制度をつくられました県のほうの考え方でいいますと、多収穫米の導入は60キロ当たりのコスト削減に有効な取り組みの一つだと考えているということございまして、経営計画における低コスト化技術、こちらに含まれるというふうに言われておられます。

それから、同じく多収穫米につきましては、米消費におけます中食、外食、こちらの比率が拡大をしておるわけですが、そういう中で、業務用向けの引き合いが強まっておるので、実需者とタイアップした導入を図っていききたいというような見解を持っておられるということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 続けて、11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の多収穫米の件ですが、それも一般米のほうにも回るというふうに私は考えていまして、特に今、新型コロナの関係もありまして、家庭で消費する米も、そっちのほうが増えているという状況もある中で、それでも最終的に昨年産のお米が市場に多くとか、倉庫に多くあるという中で、同じ面積でたくさん取れるものをどんどん作るということで、より米自体が市場に多く出回るということのは、今の仕組みでいくと価格が下がらざるを得ない。そういう影響についてお聞きをしているわけですが、そうなりますと、実際に今、米を作って出荷をしている人の収入にマイナスの影響は出ないというふうに考えの下で県が出したのか。その点が分かればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

今、議員が言われるような状況は想定されるというように思っております。

ただ、そこで価格に必ず影響してくるかどうかということにつきましては、県のほうにそういうことをお聞きしたこともないですが、この時点でははっきり分からないというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、続けていきます。今のところですが、中核的経営体補助金の補助率、町の補助率が10分の2以内というふうに資料では示されていますが、10分の2以内とした根拠と、以内ということはそれよりも少ない分も含まれるわけだと思いますので、もう少し以内の部分の詳細な説明をお願いをしたいということと、県の補助率のほうは10分の3となっています。この補助金の後に続く新規就農者整備支援事業費補助金などでいきますと、県の補助率が3分の1という表現になっております。何で県の補助率が3分の1じゃないのか。と言いますのは、町の出し部分が変わるというのが主要なことですが、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

まず、第1点目のことですが、今までの事業につきましても、県の補助金に町の上乗せをしま

して2分の1をお出ししておりました。今回も新しい事業ですが、今までとの整合性を保つために2分の1というような制度設計をさせていただいたところです。

それから、以内ということですが、うまく言えませんが、それ以上の上乗せは行わないという意味合いでございます。

それから、次の県の補助率10分の3です。議員が言われましたとおり、今までの補助事業につきましても、県は3分の1というのが多かったわけですが、それで今回、10分の3ということで町の持ち出しが多くなったという実態がございます。これにつきまして、県が10分の3としたのは、国の同じような事業がございますので、県としては国の事業を優先を先にしてくださいということにしております。国の事業が採択にならなかった方、それをこの事業で、言葉は適切かどうか分かりませんが、拾っていくんですよという事業でございます。

国の補助金との整合性、国のほうが補助率が10分の3となっておりますので、それと同じ県も10分の3の率を使ったという説明がありましたので、そのことをお答えいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 小中学校のICTの環境整備事業についてですが、このたび、パソコンの購入が出ています。それで、まずお聞きしたいのは、教員の方の操作する側の研修をどのように考えておられるのかということと、今、よしか塾を開いていますけど、そこでの活用をどう考えておられるのかということと、それと、学校の校内LANの整備が出ていますけど、家庭内においてはWi-Fiの環境を整えていくんだらうと思いますけど、ルーターも多分必要になってくると思いますけど、どのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

このたびはコロナでしたけど、当然、自然災害、大きな大津波とか、そういうときが来た場合も授業に遅れを取らせないということで活用するのであれば、学校だけではなくて家庭の学習も大いに必要になると思っておりますので、家庭の環境整備をお聞きしたいと思います。

それと、6月3日の全協の説明資料の40ページですけど、ここの作業概要の中に、一番最後に小中学校ICT機器稼働運用開始とありますが、この年月日を設定していたら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、指導者側の研修等についてということであろうと思っております。今回、児童生徒も含めて指導者側のほうの機器も整備をと考えております。整備しても指導者側の使用がなかなか難しかったらいけませんので、まず、導入のときに、導入初期段階の使用であつたりだとか、そう

いったところも含めて今回仕様書は作成をというふうに考えております。導入初期段階の使い方であったりだとか、使用の方法、こういったところも含めた仕様書をつくって業者選定をしようと思っています。

段階的にまた来年度以降のところになってくると思うんですが、特に長期休暇中とかのことになってこようと思いますけど、そういった段階で段階的にICT機器の使用についての研修等も計画をしていかなければいけないというふうに思っております。一気に全てということにはなかなかいかないと思いますので、それは段階的に進めていきたいというふうに思っています。

それから、よしか塾のほうの活用ということなんですが、基本的に今回の機器は学校に配置するための機器ということで、そういった中で家庭学習でもということがあると思います。当初はあんまり家庭への持ち帰りというところは、例えば機器の破損であったりだとかそういったところもあってあんまり考えていなかったんですが、今回のコロナ感染症の関係で、家庭への持ち帰りであったりだとか、オンライン学習であったりだとか、そういったところの注目度がすごく増してきて、そういったところを検討しないといけないというふうになってきておりますので、そういったところは検討していかないといけないと思うんですが、よしか塾での使用というのは今のところは考えていないというところでございます。

それから、今回、校内LANの整備をします。あわせて、家庭での通信の環境というところなんですが、こちら先ほど言いましたように、当初はそこまで想定していなかったんですが、注目度だとか社会の関心度が高まりました。こういったところを検討していかないといけないと思っておりますが、先日も申し上げましたように、各家庭によってWi-Fiの環境、通信環境が異なっております。そういった環境がある家庭であっても、制限が、上限設定がかけられていたりだとか、いろんな家庭環境があります。

そういった中で、通信費の問題、こういった問題があるので、一律にすぐ全ての家庭でというのはなかなか難しいかというふうに思っていますけど、その辺、何とかほかの方法で考えられないかということで、サンネットにちはら、こちらのほうも活用しながらということは今検討をしているというところでございます。通常モバイル系のWi-FiのLTEといいますけど、それを使うとどうしてもそういった業者さんに通信料を払っていかなくてはなりません。オンライン学習ということになると、そういった制限もずっと上限を上げていかないといけないということがありますので、その辺の課題がどうしても出てきます。そういったところが課題となって、その辺をどう解決していくかというところを今後検討していかないといけないというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

○教育次長（大庭 克彦君） すいません。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） もう1点抜けておりました。運用開始の時期というところですが、本来でしたらもっと早く進めていきたかったわけですが、御存じのように、国のG I G Aスクール構想が発表されて、その後が感染症の関係でそのロードマップが早まったと。そういった関係で、そういった形でこういった時期になってきております。できるだけ早い段階で導入可能というふうにしていきたいと思っているんですが、全国の自治体でこれに向けて動いておりますので、今、機器が発注した段階で、こういった形で入ってくるかというのがはっきり分からないという状況であります。できれば年内ぐらいのところではと思っておりますが、これもはっきりしたことが今の段階では分からないというのが正直なところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 家庭の通信の環境がばらばらだということでしたけど、行政のやることですから、公平性を多分言われておるんだと思いますけど、せっかくですので、こうやって小学校から中学校まで生徒1人にパソコンを貸与するわけですので、低いほうに合わせるのではなくて、一番高いほうに合わせていかないと、多分、子どもたちの学力は上がってこないだろうと思っています。

御承知のように、島根県は全国で下位のほうですけど、その中でも吉賀町は低いほうだと言われております。子どもたちが今から社会に出て競争していかなければならないのが学力も一つの大きな要素だと思いますので、都市と地方、それと私立と公立、子どもたちに学ぶ環境で学力の差が出るというようなことは絶対にあってはならないことですので、ぜひ、少々無理をしても今のせっかくの制度を活用して、家庭学習も学校教育もだんだん進められるような環境を教育委員会の責任で整備するべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 教育委員会としても、これだけ関心が高まっていますので、できればそういった環境を整えていきたいというふうに思っています。

そこで、先ほどもちょっと申し上げましたように、今、吉賀町、津和野町も含めて、サンネットにちはらのケーブル網が全町にあります。これは全町のほぼ各建物の軒先までは、ほぼケーブルが引かれていると思います。そういったところを活用できないかというのを今検討しています。場合によっては、家庭が無理であったら、例えば地区の集会所であったりだとか、そういったところでそういった環境を整えて、そこに数人になりますけど集まって使用していただくとか、そういったことも含めて検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 一般会計でありますので、まだ質疑がありそうにも思いますので、ここで休憩します。10分間。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第56号についての質疑が続行中です。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 関係資料の33ページ、中核的経営体のところで、県推進の6品目はこの前教えてもらいましたが、当町に關係のある作物もかなり何点かあると思うんですが、これの全国レベルまで向上する計画を作成するものとありますが、これ、全国レベルといいますとどのぐらいの数値になるのか。今、県、それから町の平均値等々がありましたら教えていただきたらと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

全国収量ということになるわけなんですけど、10アール当たりのそれぞれ6品目について申し上げます。キャベツが4.2トン、タマネギが4.8トン、ブロッコリーが1トン、白ネギが2.1トン、アスパラガスが0.6トン、ミニトマトが5.8トンということが全国レベルということで、この事業の全国レベルということにしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほども質問したんですが、これ、今、町のデータというのは持ち合わせていないんですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 大変申し訳ありませんが、町のデータというのは持ち得ていないので、申し訳ありません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のほうと関連をしますが、先ほどの経営体育成支援事業費補助金ですが、これらの補助金を受けたときに、実績報告等、何年行うような計画となっているのか。

また、先ほど低コストのことを言いましたけれども、経営面積が30ヘクタール以上ということになっております。吉賀町に30ヘクタール以上という要件に合わせてできるところが本当にあるのか。県のほうでつくられたものではありませんけれども、吉賀町で使えるようなものという形で、面積要件、県とまた交渉して変更するとかいうことも含めて交渉できるのか。その点。

それから、もう1点ですが、半農半X支援事業というので機械購入の経費等を出しましょうと

いうものもありますが、林業に関して、機械購入に対するものというのとはここでは示されておりませんが、林業に携わってやっていこうというのとは私は半農半X、農ではありませんが、一般的に農林業という形で一緒にやるようなこともしますから、林業には機械購入の経費がないか。この点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

まず1点目の中核的経営体の事業ですが、これにつきましては、事業実施年度の翌年度から5か年間、これにつきましては報告書を出していただくということになっております。

それから、2点目の30ヘクの関係でございます。これを県のほうは30ヘク以上の経営規模、それを確保することによって効率的な営農ができるということで30ヘクということを出しておられるというのをお聞きしておりますが、議員が言われるとおり、吉賀町で、吉賀町だけではありませんが、中山間地ではなかなか1つの農家・経営体で30ヘクというのは非常に難しい、なじまない面積だというふうに思っております。吉賀町でいえば1経営体しかこれに該当するのはいません。

ただ、県のほうは、そういう経営体が広域連携、こういうことをいろいろ合わさって30ヘクにした取り組みでもいいですよとっておられますが、なかなか取り組みとすれば難しい面もありますので、この数字につきましては、また県といろいろ話す機会がございますので、もう少し下げただけはないかというような話は当然出していきたいと思っております。

それから、3点目、半農半Xで林業の機械購入の補助金が使えないかということですが、今回出している半農半X事業はあくまで農業がメインでございますので、農業に対する機械購入しか対象になりませんが、林業機械を購入するときに使える補助金もありますので、それはそれでまた御相談していただければ対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最後ですが、今回示されている経営体育成支援事業であったり、有機JASの支援、それから新規就農者の補助金等ありますが、これらは今年度を含めていつまで事業として続けられる予定になっているか。この点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

今回、3つの事業を上げております。まず初めに、中核的経営体発展支援事業補助金ですが、これにつきましては令和2年から令和6年の5年間という事業になっております。そのほかの有機JAS、それから新規就農者、この2つの事業につきましては令和2年度から令和4年度の

3年間の事業という要綱を定めておられます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の有機JAS認証拡大支援ということで今回補助金が出されているんですが、今、吉賀町内で有機米、いわゆる化学肥料とか化学農薬等を使わないで作ったお米がだいぶ先ほどの話とは違って品薄になっているというお話も聞いております。認証に手を挙げる、挙げないとちょっとずれるかもしれないんですけども、町内での有機米の生産拡大に向けた町としてのやっつけようとする部分を、この支援事業の補助金の対象にもなり得ると思いますが、どういう方向性を持っておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

有機農産物、こちらの生産振興に力を入れていこうというのも当然でございます。ということで、新しい事業ができれば、そちらの事業も活用するよう農家さん等にお知らせをしておるところですが、それでは実際にどういう計画をといる具体的なところは持っておらないというのが実情でございますが、需要があるというところは議員さんが言われるとおりでございますので、そこら辺は伸ばしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第56号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第57号請負契約の変更について（平成31年度町道

猿走線長五郎橋修繕工事)を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) それでは、議案第57号請負契約の変更についてを上程をさせていただきます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年吉賀町条例第49号)第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年6月17日提出。吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、平成31年度町道猿走線長五郎橋修繕工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約(当初)でございます。3、契約金額、変更後、4,776万4,200円(税込み)でございます。変更前、同じく税込みで4,273万600円。したがって、変更額は税込みで503万3,600円の増額でございます。4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷387番地、有限会社柿木土建代表取締役棟兼清文。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長(早川 貢一君) それでは、議案第57号請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

資料といたしましては、1ページ、2ページで、図面もつけておりますので、御覧をいただきたいと思います。

この工事でございますけれども、吉賀町柿木村福川地内がございます町道猿走線に流れております福川川、ここに架設をされております長五郎橋の補修工事に係るものでございます。この工事につきましては、令和元年10月3日より繰越工事として進めてまいりました。工事費を4,273万600円で工事を進めてまいりましたけれども、工事費の増額変更を行う必要が生じたので、今回お諮りをさせていただきたいというものでございます。御承認をいただきたいというものでございます。

まず、工事の主な内容でございますけれども、塗り替え塗装工は一式、それから鋼材の補強工が一式ということになっております。

塗装の塗り替えに関しましては、架設より50年ぐらいが経過をいたしまして非常にさび等も発生をし、また、塗膜等も剥がれてしまっているということでございます。また、塗膜からは鉛が検出をされておりますので、これを全て落としまして塗り替えを行うというものが一つ。

それから、補強でございます。これにつきましては、図面を見ていただきたいと思いますけれども、橋長が37.2メートルでございます。トラス構造を持った橋でございます。上の図面が平

面、上から見た図でございます。その下、側面図でございます。これが横断方向から見た図面ということになるわけでございますけれども、この部分の部材の下弦材——下弦材と申しますのは下側でございます。側面図を見ていただきますと下側、車が走るところに当たります。一番下の部材でございますけれども、その部分、三角の構造がずっとつながっておりますけれども、三角が立ち上がるその脇に四角くギザギザと書いたものが数えますと4つございますのが分かりますでしょうか。三角の真ん中を縦に上がっております棒、その脇に四角い黒く塗り潰したような、しま模様を入れたような黒い模様があるかと思えます。これが実は部材と部材をつなぎ合わせている部分でございます、接合部でございます。実は、長年の風雨によりまして、ここの部分に水がたまることで腐食が起りまして、減肉、つまりはサビによってもうなくなってしまっているようなところもございました。そこの部分につきまして当て板をいたしまして補強するという、そういった工事の内容でございます。

それからもう一つは、今度は上部の平面図を見ていただきますと、バッテンというふうになっている構造があらうかと思えます。この横桁についても、横構についても取替え工事をしたものでございます。

繰越しの承認をいただくときに説明をさせていただきましたのは、このバッテンのところの構造のやり方、溶接で接続するというふうには、取替えをするというふうにしておりましたけれども、取合の結果、どうしても溶接ではできないということで、ボルト締めをするということで時間がかかってしまったというお話をさせていただいたかと思えますけれども、それがこの部分の構造になるものでございます。

それで、これが増額に至った経緯でございますけれども、大きな要因といたしましては、塗装の塗り替え工事に関するものでございます。塗装の塗り替えをするときには、どうしてもサビ、それから今あります塗膜を落とす必要がございます。これをケレンというふうに申します。ケレン作業をサンドブラスト、つまり砂を高速で吹きつけることによって塗膜を剥ぎ取る。それからサビを落としていくわけでございますけれども、塗膜構造という特殊な構造でございます、どうしても細部にわたって非常に細かな造りになっております。この部分の塗装を落とす、サビを落とすという作業に不測の時間がかかってしまったということでございます。

時間がかかりました関係で吹きつける砂の量も変わってまいりました。計画では22トン計画をしておりましたけれども、最終的には29トン、約1.3倍の砂の量が必要になったということでございましたし、この部分につきましては、鉛を含む塗膜を含むものでございますので、産業廃棄物ということで処理をしなければなりません。そういった関係の経費が増加をいたしました。

それから、落とす作業に時間がかかりましたので、架設工等についての損料等についても、経

費についても増加をしてまいるといふものでございます。

それから、もう一つの要因といたしましては、実は塗装を塗り替えるに当たってケレンの作業をするわけでございます。落とす作業をするわけでございますけれども、落とし方によってもいろいろ種類がございます。今回は1種ケレンということで、一番上位といたしましうか、きれいな状態にする。つまりは塗膜もそれから全て落としてしまつて、地鉄・地金が出ている状態のものにした上で塗装をかけていくという作業になります。今回、当初の計画におきまして設計の中に含まれておりましたのが、実は3種ケレンの仕様で計画をしてしまつておりました。3種ケレンと申しますのは、普通の橋、もしかすると作業を見られたことがあるかと思ひますけれども、塗膜の生きている部分につきましては落としません。生きたものについては剥がれることがないので、それについては残したまま、悪いところだけを落としていくのが第3種ケレンということで、まだら模様で、もしかすると見られたことがあるかと思ひますが、汚い落とし方をするんだなというふうに思つたかもしれませぬけれども、これは生きている塗膜については落とさないということでやっていく作業が第3種ケレン。第3種ケレンの場合におきましては、3回の作業が必要になってまいりますけれども、下塗り、中塗り、上塗りとございました。下塗りに対しましては3種ケレンの場合は2回で済むわけでございますが、今回の長五郎橋は1種ケレンで行つておりますので、1種ケレンにつきましてはもう2回増えまして4回塗らないといけぬ。この作業におきまして2回の計上しかないということで、実際の仕様のほうに戻すといひましうか、正しい仕様として作業するということで2回塗りを追加をいたしました。この関係で経費が増加をいたしました。

まとめますと、塗装の塗膜を含む砂、ブラストしました砂の処理に増えました経費が約108万円。架設工、長くなつてしまつたという関係で架設にかかりました経費が増えた分だけで78万円。それから下塗り、今言ひました2回分を追加させていただきました。これが98万円。これは全て直工ベースでございます。このような経費等がかかつてまいりまして、実際に今回増額をさせていただきたいということで503万3,600円の増額の必要が生じたといふものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。――ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第57号請負契約の変更について（平成31年度町道猿走線長五郎橋修繕工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

午後に延ばさないつもりでしたが、まだ発議2本、請願・陳情等3本、その他4本ございますので、ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） 続き午後の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第21. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第21、発議第3号新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会の付託になっておりましたので、常任委員長の報告を求めます。中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 総務委員長の中田でございます。それでは、報告いたします。

令和2年6月15日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第3号。件名、新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和2年6月15日。

3、審査結果、否決。賛成少数。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま委員長の報告は終わったところですので、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。ないようでしたら、質疑は終わります。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑は終わります。

これより討論を行います。本発議については、委員長報告が否決ですので、原案に対しての討論になりますので、そのようにしてください。

まず、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、発議第3号新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をします。日程第21、発議第3号新型コロナウイルス感染対策の充実を求める意見書（案）について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第22. 発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第22、発議第5号「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会への付託でございます。経済常任委員会の委員長の報告を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 経済常任委員長の大多和です。ただいまの議案に対しまして、お手元に配付してあります審査報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和2年6月16日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第5号。件名、「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和2年6月16日。

3、審査結果、可決。全員賛成でした。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員会の報告が終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、発議第5号「種苗法の一部を改正する法律案」の慎重審議を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は、原案可決です。したがって、この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第23. 請願第2号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第23、請願第2号上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書を議題とします。

本案については、経済常任委員会に付託してあります。経済常任委員長の報告を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） ただいま議題となっております請願について、お手元に配付してあります請願審査報告書のとおりですので、これを読み上げて報告に代えます。

令和2年6月16日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第6号、請願第2号。件名、上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書。

2、審査年月日、令和2年6月16日。

3、審査結果、採択と決した。全員賛成です。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第23、請願第2号上木部「中間橋幅員拡張」に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この請願は採択とすることに決定をされました。

日程第24. 陳情第2号

○議長（安永 友行君） 日程第24、陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） ただいまの陳情について、お手元に配付しております陳情審査報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和2年6月16日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号、第41号、陳情第2号。件名、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

2、審査年月日、令和2年6月16日。

3、審査結果、不採択と決した。可否同数のため、委員長裁決により不採択といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長の報告が終わりましたので、ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。本陳情に対しては、委員長報告が原案不採択でございますので、原案、いわゆる陳情書そのものへの討論を行います。

原案に対しての賛成討論はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております陳情第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書に対する賛成の討論を行います。

この陳情は、最低賃金を全国一律に1,500円にすることを求めるものであります。

また、その理由としては、地方から都市部へ流出する人口の流れを食い止め、なおかつ地域経済の活性化につながるものであります。

また、中小企業支援という部分でありますと、中小企業の約7割が赤字となっているという報告もありますが、この中小企業に対して社会保険料の負担を国によって行う。また、最低賃金を引き上げることで経営が困難になるところに対しては、その差額分をこれも国が見て、その結果、地域への経済をよくしていこうとして、中小企業の皆さんも社会保険料、先ほど言いましたが、この負担を手当てしてもらおうということは、経営上にとっても非常に有効な手立てになるというふうに考えておりますので、この陳情書に対して賛成をするものであります。

○議長（安永 友行君） それでは、次に、原案に対しての反対討論を行います。反対討論はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第24、陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をします。陳情第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、この陳情は不採択とすることに決定をしました。

日程第25. 要望第1号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、要望第1号住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、お手元のほうに配付してあります報告書を読み上げ、報告いたします。

令和2年6月15日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

総務常任委員会委員長、中田元。

要望審査報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号、第232号、要望第1号。件名、住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書。

2、審査年月日、第1回、令和2年3月12日、提出者へのヒアリング実施。第2回、令和2年5月1日、住民へのヒアリング実施。第3回、令和2年5月14日。第4回、令和2年5月

27日、町執行部へのヒアリング実施。第5回、令和2年6月15日。

3、審査結果、不採択と決した。賛成少数でございました。

続いて、審査の経緯を読み上げさせていただきます。

令和2年2月3日に、議会に対して柿木村の住居表示を残す要望書が提出され、3月定例会で総務常任委員会の付託となり、委員会としての審査をしてまいりました。

この間、提出者、六日市地域の自治会長、町執行部へのヒアリングも実施してきました。コロナ禍の影響で、会議等を自粛しなければならない状況もあり、本来なら広く住民の意見を聞く場、特に六日市地域の住民の意見、を設ける必要もありましたが、自治会長へのヒアリングとなりました。

さらに、総務常任委員はこの要望を判断すべく、日々の議員活動を通じて、可能な限り広く住民の意見の把握に努めてきたところです。

ヒアリングの結果、①柿木地域でのアンケート結果は、住居表示を残すことに賛成65%、反対34%であったが、柿木村地域振興協議会及び柿木自治会長会としては、20回の会議を経て、総意をもって柿木村の住居表示を残すことに決定をされました。両会長さんをはじめ役員の皆様のこの間の御努力に敬意を表するものであります。

また、提出者からは再度のヒアリングというお話もありましたが、最終的には要望の趣旨を詳しくまとめられた説明資料が提出されました。

②六日市地域の自治会長におかれては、地域の意見をまとめられた方もおられ、御協力いただきましたことにお礼申し上げます。結果は、住居表示を残すことに肯定的な意見が31.7%、否定的な意見が58.5%、中立的な意見が9.8%でありました。

③町執行部へのヒアリングにおいては、町としては、住居表示を残す場合は特段の経費は発生しないが、残さない場合は戸籍、住基システム改修に約500万円の経費が必要とのことでありました。住民にとっても表示変更に伴う多少の経費はかかってくるとのことでありました。

この柿木村の住居表示を残すことの賛否については、非常に重たい案件でありましたが、住民の意見把握を行い、各委員が熟慮を重ねて判断をした結果となりました。

以上、審査の経緯でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま委員会報告が終わりましたので、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 総務委員会では、慎重審議をされたということでございますが、この住居表示に柿木村を残す場合と残さない場合について3点ほどちょっとお聞きします。

この行政から説明のあった残さない場合の財政負担は約500万円の支出がということですが、その500万円の財源はどういう財源、自主財源なのか、債券なのかということと、

それで、住民には多少の負担があると、それも行政からの説明である。そうしたことに對して、住民に對して直接のそういった調査はされなかったのか。

それと、この当該地域外の他地域の自治会長にヒアリングをしたとのことですが、こうした財政負担等やら、当該地区の住民の負担等についての、その説明を兼ねてのヒアリングであったのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 今、3点ほど1番議員から質問がございました。

残さない場合、500万円の財源はということですが、このことについては、本日の議会をもつての採決でございますので、まだその時点では協議をしておりません、伺っておりません。

それから、住民への負担でございますが、住民への負担調査を行われなかったのかということですが、これは15年前も吉賀町、合併する折にも、例えばゴム印とか何とかそういうふうな問題でありますけれども、当時も住民の負担ということございましたので、特にそのことについては触れておりません。

それから、住民へのヒアリングのときに、その住民の負担ということは話されたかということですが、そのことについてはほとんど触れておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、総務常任委員会の皆さんに御苦労さまでしたと申し上げておきたいと思います。

ただ、結果として賛成少数で不採択となりました。

委員長にお聞きします。聞いとるところでは、賛成が1名で、反対が3名だったと聞いておりますが、反対の委員の反対の理由をまず第1点お聞かせいただきたいと思います。

それと、委員長からありましたように、コロナ禍の中で行動を制限されながら、六日市地区の自治会の会長の皆さんの声を集約されたということですが、自治会長はその地域地域の自治区の会長ですので、その地域の住民の皆さんの意見を当然集約して可否を判断されたんだと思いますけど、どのようにして各自治会の会長さんがその地域の住民の皆さんの声を集約したのかということをお聞きしたいと思います。

それと、5月27日の町執行部へのヒアリングが実施されておりますけど、財政負担は先ほど説明があったんで分かりますけど、これを、柿木村という住居表示を、当然町のほうにも要望書が出とるわけですので、内容は御承知だったと思いますので、財政負担だけではなくて、この住居表示「柿木村」を残すことによる町民の不利益、または町が被る不利益というようなことが、

話として出たかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 10番議員の質問に対して返答いたします。

表示を残すこの要望に対して賛成1、反対3ということでございました。反対の理由をということでございますが、これは先ほど経緯のほうでも述べさせていただきましたが、いろんなヒアリングを行い、また、各議員がおのこの地域等で住民の声を聞きながらの判断でございまして、委員長として、なぜ反対か、なぜ賛成かというようなことは問い詰めてはおりません。

それから、2番目に、自治会長さんの住民の意見のことでございますが、本来であれば自治会長の全体集会在毎年このこと行われておりますけれども、今年はコロナの関係がございまして、全員が一緒に集まって話を聞くというようなことを、公民館長ともお話をしして段取りをしておりましたが、そういうことができませんでしたので、結果的に自治会長さんのところを歩いたということでございますけれども、自治会長によっては、回覧を回してどうということであろうかということ意見を集約された方もおられます。それから、自治会長あるいは副会長の方もおられましたけれども、意見を集約したり、個人の意見としての集約ということになろうかと思っております。

それから、町執行部のヒアリングでございまして、町民の不利益、また、町の不利益という話が出たかというようなことでございますが、このことについて不利益、利益ということについては、特にそのような話はなかったように覚えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに委員長に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。先ほどもそうでしたが、委員長報告が不採択の場合は、原案、いわゆる要望書そのものに対しての討論なり採決を行いますので、御承知ください。

まず、原案への賛成討論はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私は、この住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求め、る要望書に対して、賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。

先ほど、不採択と決しました委員会報告の委員長報告ですが、これによると慎重審査をした結果とはいえ、もう少し突っ込んだ審議をしていただきたかったと、まず思っております。というのは、そこに反対の、不採択とした理由があまりにも明確でないということが一つでございます。

これは、柿木住民の意向を求めた柿木自治振興協議会、柿木自治会長会等団体によるいろいろな調査等のまとめた結果に対して大変少ない審議だったというふうに思います。

したがって、この住民の意向調査等を踏まえると、かなり重たい要望であると考えております。

この柿木村について、残すことに旧柿木村の住民の賛成された方の意識を考えると、柿木村というのは無形財産であり、心のよりどころだと考えております。

再度採択を求める決議には、どうかよろしく御賛同お願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、原案、要望書そのものへの反対討論はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 桜下でございます。私は、要望第1号に反対の討論をさせていただきます。

理由は、民意の反映であります。私は、5年前にこの件がありましたときも反対をいたしました。その理由は、5年前は私の個人の考え、個人の思いで反対をさせていただきました。今回は、民意の反映ということで、反対をさせていただきます。

総務委員会に柿木の代表の方お二人にお越しいただきまして、柿木地区の皆さんのアンケート結果や柿木の皆さんの延長という意見を聞かせていただきましたし、また、広報かきのきの特集号も二度も三度も柿木の皆さんの御意見が載ってございましたので、熟読をさせていただきました。

しかし、これは吉賀町全体の問題でありますので、私は議員の一人としまして、町民の声を広く聞くべきだと思ひまして、旧六日市地区の皆さんの声も聞くべきということで、先ほど経緯の中でもありましたが、私も委員の一人としまして自治会長さんのお宅に足を運びまして、私の賛成、反対は全く抜きにしまして、この要望についての御意見をお伺いいたしました。

また、多くの旧六日市の若い方、高齢者の方など、本当に幅広く自分の足を使いまして、非常に重たい決断をしなければなりませんので、多くの方に御意見をお伺いいたしました。

その結果、一番多かったのが、合併して13年になるので、住居表示の中になぜ町と村が2つあるのか、非常に理解できない。また、真の合併になっていないではないかというような、住居表示の延長に反対の意見が大半を占めておりました。

中にはこういう意見もありました。今までの、柿木の皆さんの柿木村に対する熱意や思い、取り組みは十分に理解できるし、敬意を払う。柿木村の表示がなくなっても、柿木村の存在感は永遠に不滅であると、そういう意見もお伺いしました。この意見には私も全く同感であります。

しかしながら、延長に反対という声が多く、民意の反映ということで、私は要望第1号に反対いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き賛成討論はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は、この要望に対しまして賛成の立場でいますけども、先ほど来、話が出ておりますが、アンケート調査の結果というのは、柿木と六日市とはちょっと相反し

て、全く反対みたいな感じであったんですけども、私は柿木の近くにいるということも相まってあるんですけども、一応私も総務委員の一人として、自治会長さんのところ、七日市地区の方は13名の方がいらっしゃいますが、そのうち11名の方はぜひぜひ残してほしいと、あげてくださいという意見でございましたが、私はその意見に対して翻弄しとるわけでも何でもありません。

ただ、合併したのが17年の10月でしたけども、それから合併して約15年になると思いますが、合併するときには柿木村という表示を残そうということで、10年たったときには考えようというようなことだったと思うんですけども、それからやはり柿木の方は、柿木村というのをどうしてもということで自治区ということができたと思うんですけども、そうして5年間過ぎて、来年がちょうど5年目に、4月になると思うんですけど、その間、やはり柿木の方と六日市の方が、合併したから一体になっていないとか、どうであるとかというような空気感とか、そういう思いは私は全くありません。ただ、それは個人個人の考え方とか意識の問題でありまして、柿木の方も決してどうのこうのという小さい思いじゃないと思います。

ただ、柿木村という有機農業であったりとかいうのは昔から、全国どこも今やっておられますけども、やはりそういう有機というところでいえば、大げさな話をすれば、日本中でも柿木村ブランドというのが、結構今浸透していると思います。そういった意味で一生懸命農業にいそしんでおられる方も含めて、やはり私は柿木というのが百数十年に及んで現在に至っておる中で、そういう住民の方の思いを、やはり一体になって考えてあげるべきだと思いますし、例えば柿木村があるかないかで、私たちが六日市におる人間として問題にしないくちやいけないようなことは何一つないという思いがします。

したがいまして、私は、ああして役員の方が、数十回に及んでいろんなところでいろんな会合を開かれて、そういう熱意に私は本当敬意を表しますし、素晴らしいことだなと思いますから、今後もぜひ柿木村住居表示を残していきたいと私は思っております。したがいまして、賛成いたします。

○議長（安永 友行君） 続きまして、反対討論はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、要望に反対の意見を表明いたします。

まず、なぜかといいますと、平成31年度当初予算案の審議の時点において、アンケート費用が当議会に計上されました。そのアンケートについて、全町民からアンケートを取るべきではないかという意見を表明しましたが、当時回答は、このアンケートはそういうものじゃない、協議会がやられるものだから、皆さんには関係ありませんと、その回答でした。だから、吉賀町全体のアンケートは取っておりません。だから、先ほど来、住民の、地域の一環だと言いながら、ほんの柿木というその地域だけのアンケートになっております。町民の総意のアンケートではありません。

だから、総務常任委員長も、総務常任委員会も、旧六日市の各地区長さんに、その意見を聞いて歩いたということでございます。その意見の大半が反対だということです。ですから、私は反対いたします。

これから話すことは、不適切な発言になればあれですが、実を言いますと、私が柿木村のことをこの議会で批判しますと、いつも夜8時半から9時半にかけて電話が参ります。どちらさんですかと言うと、匿名だと言いながら、いろいろ脅しみたいなことを言われます。これが、私の家は79局の電話番号を表示しております。どなたかとは言えませんが、79局の地域の方が夜な夜な何回も電話をかけてきます。

このような地域のエゴに凝り固まったところに柿木村を残せ、そんなことは許されていいもんじゃありません。もう既に柿木村というブランド名は知れておるんですから、別に住居表示に柿木村を残す必要はありません。そのため、私はこの要望に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて賛成討論はありますか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私は、この表示を残すことに賛成でございます。

といいますのは、柿木村というのは、先ほどもありましたけど、有機農業については全国的にほとんど知れ渡っております。30年間ずっとやっておられた方々の努力と思うんですが、せっかくそういうふう全国的にあるのをやめるというのは、どうもちょっと納得できない。感情的なものじゃなしに、そういう吉賀町の中にそういうのがあると。これでIターンの方も、そういう農業やりたいということがだんだんと出てきます。今、田舎回帰といいますか、自然回帰といいますか、そういうふうな状態の中で、やはりさらにまた宣伝する必要もあると思います。

これ、行政的に柿木村ということは関係ないわけなんで、名称を柿木村というこれはすばらしい田舎的なことで、全国的にもてるんじゃないかと。そういうことで、賛成いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、続いては、反対討論はありますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、賛成討論はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 本要望書に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから、民意なり、様々なお話が出ましたけど、私はまず第一に考えなければならないのは、このことは決して柿木村を住居表示に残すことが、合併十数年たった町を分断することでは決してないと考えております。

先ほどもちょっと委員長にお聞きしましたが、この住居表示を残すことで誰が不利益を被るのか、そして町が不利益を被るのかということ考えたときに、誰も不利益を被る者はおりません。むしろ、先ほどからお話がありますように、古くから続いた有機農業という全国的なブラン

ドをしっかり活用して、町の産業や活力に生かすべきものであります。

また、このことによりまして、今吉賀町を目指す若者たちが多くおります。日本全国でいいますと、今、このコロナ禍の下で、大都会に住む20代の方の約70%が、田舎で暮らしてみたいという統計が出ております。テレワークにしる、オンライン使っているいろいろな方が、実際この美しい自然の中で、環境の中で生活できる要素というのは、幾らでもあるわけであります。

そこで、私の考えは、例えば柿木村という名前やまた制度を変えることが、私たち吉賀町民の人心を一体にすることでは決してないと思っております。違った考え、そして違った伝統や文化、そういう知識がそれぞれに独立しながら一つの町をつくっていく、そのことがまさに町長が提案している町を一つにするということだと考えております。

いみじくも、澄川先生が彫刻の道に一つのモニュメントを残しております。5つの鳥が一つになったまちづくり、それを希望してあそこに作品を残しておられます。私たちは、本当に次の世代にすばらしい町を残すために、あらゆる多様な考えを受け入れた政治、行政というものをしていく必要があると考えております。

したがって、この要望書に御賛同いただきまして、ぜひ皆さんと一緒にまちづくりをしていきたい、そういう賛成の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第25、要望第1号住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書を採決します。この採決は起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案、いわゆる要望書そのものについて採決をします。日程第25、要望第1号住居表示に「柿木村」を残すために字名の変更を求める要望書について、採択とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、この要望は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第26. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第26、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり経済常任委員長より報告書が提出されておりますので、経済常任委員長から報告を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 経済常任委員会の調査報告をいたします。お手元に配付してあります中間の調査報告書を読み上げて、報告に代えます。

令和2年6月16日。

吉賀町議会議長、安永友行様。

経済常任委員会委員長、大多和安一。

委員会調査報告書（中間）。

本委員会において所管事業を調査した結果を、次のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事項、地域商社について。

2、調査の結果または概要、地域商社設立に当たって、財団法人の理事就任を要請する予定の各機関（JAしまね西いわみ地区本部・西中国信用金庫吉賀支店・山陰合同銀行六日市支店・吉賀町商工会）に令和2年4月14日から令和2年5月13日の期間に意見聴取した。

示された問題点。まず、生産者との関係。生産者・住民に周知されていない。生産者・住民からの盛り上がりがない。少子・高齢化社会の中で、運営や品数等の調達等が具体化されていない。

生産物について。既存の農産物等に関しても、生産量が少なく、流通に耐え得る量が確保できるか否か。食品は、安全確保のための生産履歴の公開等が必要だが、それに耐え得る質と量が確保できるのか。生産物の貯蔵する倉庫等に関しても、倉庫に入れる商品と量・加工品目と量・冷蔵施設または冷凍施設・従事者数・営業収益等の検討が必要。裏をおめぐりください。JAと競合するため、JAの組合員との関係からも、地域商社と一緒にされるか疑問である。

予算について。ふるさと納税を財源として事業が計画されているが、計画どおりに納税額が増加するとは考えられない。生産者と消費者の動向が重視されていない。したがって費用対効果が疑問視される。地域商社よりも、今は新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した町内経済を立て直すことを優先すべきである。

以上、意見聴取した各機関は、地域活性化のため、地域商社を設立しようとする意図は理解できるが、現段階では収益や実現性に関し疑問視している。

どの機関も理事への就任や出資に関して、役員会・理事会等の承認が必要であり、事業収益が担保される構想計画が具体的に示されれば、協力できる意向であった。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長の報告は終わります。

日程第27. 閉会中の継続審査について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

日程第28. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済常任委員長及び広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第29. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第29、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

それでは、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まず、住居表示に「柿木村」を残す旨の要望書について申し上げておきたいと思っております。

地域自治区「柿木村」は、平成17年10月の吉賀町誕生に際して、旧柿木村と旧六日市町と

の合併協議により設置したものであります。私も当時合併事務に携わった一人として、その協議経過については承知しているつもりであります。当初10年間でスタートし、さらに5年間設置期間を延長し、現在に至っておるところでございます。

今回提出されました要望書は、本年2月3日付で柿木村地域振興協議会並びに柿木自治会長会の連名で、町長並びに町議会に対して提出をされました。要望書の提出に至るまでには、自治会や集落をはじめ地域の各種組織、団体との意見交換会、さらに、あったかフェスティバルや中学校の全校集会など、あらゆるイベント会場に関係者の皆様が足を運ばれ、説明会を開催するなどしてこられました。加えて、中学生以上の皆さんを対象とした住民意向調査も実施をされ、回答率、回収率も97%という高い回収率でございました。

要望書に添えられた資料や参考として記載された一連のプロセスから、まさに地域を挙げた御議論を経て、皆さんの総意をもって今回の要望となったことは、十分理解しているところでございます。自分たちが暮らす地域のことを、住民自らが話し合い、実行していくことは、住民自治における最も重要なことであります。

そうした観点から、今回の住居表示に係る活動は、自治意識の振興に大いに寄与するものと私は信じてやみません。住民自治の取り組みは、地域の規模や歴史、その手法など、地域の特性と実情によりそれぞれ特色があります。繰り返し申し上げますが、今回の柿木地域における取り組みは、自らの地域のことを自らが考えていく自治のあるべき姿であり、ここに至る関係者の皆様に、そしてその活動に対して、心から敬意を表したいと思えます。

ところで、当町の地域自治区の設置に関する条例では、これは要約いたしますと、このような記載、規定になっているわけでございます。

地域協議会は、必要と認めるものについて審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。そして、町長は、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。このような規定でございます。

今回提出された要望書について、この規定をどのように解釈し、どのように対応すればよいのか、本当に何度も何度も、私自身も自問自答したところでございますが、私といたしましてはこのような結論に至りました。今回、提出されました要望書は、条例でいうところの意見であり、条例上の必要があると認めるときというのは、町の民意がそうであると判断をしたとき、このように解釈をいたしました。

要するに、今回の件につきましては、柿木地域の皆様の意見である要望書を、町の民意が結集する町議会がどのような判断をされるのか、この判断によって措置を講じなければならないと考えたところでございます。

議会に提出された要望書については、直ちに3月定例会で総務常任委員会に付託され、慎重審

議の上、本日委員会報告がなされました。これを受け、町議会としては要望書を最終的に不採択と決したところであります。

したがいまして、町議会が要望書を不採択としたということは、町の民意、総意として要望事項を可としないと判断したものであると理解し、字の区域の変更に係る追加議案は提出しないこととしたところでございます。字区域の変更を行い、柿木村という表示を残そうと思われる方、逆にそうは思われない方がおられることは重々承知をしております。

しかし、今回の件につきましては、町の意を反映し、町的意思決定を行う最高機関である町議会の結論を、最大限尊重するという中で私の判断でございます。関係者の皆様には、どうか御理解を賜りたいと思います。

私も行政の仕事に携わって今年で42年目を迎えたわけでありますが、今回の要望に係る事案は、長い役場生活の中でも平成17年の町村合併に次ぐ大きな出来事でありました。自らが暮らす地域のことを、真摯に御議論いただいた町民の皆様がおられること、そして、その声に対して、町の将来を見据え、重たい決断をされた町議会があることを、大変誇りに感じていることを申し添えておきたいと思っております。少し長くなりましたが、住居表示に係る要望書のことについて申し上げさせていただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

この件につきましては、議会に対して全員協議会などを通じて適宜御報告しているところでございます。島根県におきましても、今週から北海道、東京都を含む5つのエリア以外への外出自粛要請を解除し、新たなフェーズに移行いたしました。

しかしながら、現時点においてワクチンや治療薬はなく、感染リスクがなくなったわけではありません。引き続き町民の皆さんに対して、感染防止対策の徹底をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、国の第二次補正予算も成立いたしましたので、島根県の動向にも十分留意をいたしながら、町としての対策を引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、本定例会に執行部から提案いたしました全議案について、可決の御承認をいただいたところでありまして、厚くお礼申し上げたいと思っております。

なお、議案審議、あるいは先週の一般質問の中で、多くの今回も貴重な御意見を頂戴をしたところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行に反映をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

以上、6月定例会閉会に当たってのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しましたので、これで会議を閉じます。

令和2年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後2時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員